

# 広島ドラゴンフライズ オフィシャルファンクラブ「ドラフラクラブ」会員規約（2025-26シーズン）

## 第1条（会員規約）

本規約は、株式会社広島ドラゴンフライズ（以下「当社」といいます。）が組織・運営する広島ドラゴンフライズ オフィシャルファンクラブ「ドラフラクラブ」（以下「本会」といいます。）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

## 第2条（本規約の範囲）

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規程（以下「諸規程」といいます。）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

## 第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本会のサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」とします。）の内容を会員より事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

## 第4条（当社からの通知）

本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

## 第5条（会員）

- 会員とは、入会申込時において、本規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において未成年の場合は、申込みに関し保護者の同意が必要となります。
- 会員は、入会申込みの時点で、本規約の内容に合意しているものとみなされます。
- 入会申込みに際しては、所定の年会費を納入するものとします。

## 第6条（入会の承認及び取消）

当社は、前条の入会申込者が次の各号の一に該当する場合を除いて、その申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができます。ただし、当該承認後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- 入会申込者が実在しない場合
- 本人の承諾なくして他人が申込をした場合
- 入会申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれららの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合
- 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入场券等の不当な売買行為）、またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合
- 過去に本会が提供するサービスにおける会員資格を取り消された実績がある場合
- 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- B.LEAGUE会員の会員登録の解除、アカウントの利用停止などの措置がとられた場合
- 本規約に違反した場合
- その他、会員として不適切であると当社が認める場合

## 第7条（会員資格の有効期間及び更新）

- 会員資格の最初の有効期間は入会申込が当社により承認された日から**2026年6月30日**までとします。
- 会員は当社が指定した期間内において更新手続を行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。
- 当社の公式サイトを通して、年会費の支払い方法をクレジットカード払いにて入会申込みを行った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを会員資格の有効期間更新希望者とみなし、次年度以降の同種別会員の年会費が自動で引き落としとなります。また、当社の公式サイトを通して、年会費が発生しない会員プランに入会申込みを行った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを会員資格の有効期間更新希望者とみなし、次年度以降の同種別会員として扱います。本項に該当する会員プランは別途定めるものとします。
- 前項の定めにかかるらず、年会費、サービス内容の変更により、自動継続を行わない場合があります。その場合、メールにて事前通知いたします。

## 第8条（会員証）

- 当社が第5条及び第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員証またはオンラインマイページを発行し、これを会員に提供します。
- 会員証またはオンラインマイページは、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
- 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第23条記載の「広島ドラゴンフライズオフィシャルファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。
- 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、再発行手数料1,100円（税込）を当該希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。その際、身分証明書、会員を証明する何らかの証明書

を提出願います。会員証の再発行手数料の支払いに必要な振込手数料その他の費用は会員の負担といたします。会員証を再発行する場合、会員番号は当該再発行前の会員番号と異なります。会員証発行後の返金、再発行前の会員証の利用はできません。

## 第9条（譲渡等の禁止）

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく会員としての地位を、会員を含むいかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対して貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更または担保に供する等の行為はできません。

## 第10条（会員個人情報の変更）

- 会員は、入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等の登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。
- 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続に細心の注意を払うものとしこれらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
- 入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。
- 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。

## 第11条（退会）

- 会員は隨時、所定の手続を行い、本会を退会することができますが、退会と同時にその諸権利を失うものとします。
- 会員資格は一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続があったものとして取り扱います。
- 当社は、本会及びサービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

## 第12条（自己責任の原則）

- 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第13条（営業活動の禁止）

会員は、本会及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為をおこなってはならないこととします。

## 第14条（その他の禁止事項）

- 当社は、会員が次の行為を行なうことを禁止します。
- 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
  - 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
  - 第三者になりますまして本会に入会する行為
  - 他の会員になりますましてサービスを利用する行為
  - 会員証、会員番号、入会記念品、バースデーカード、会報誌等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
  - 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
  - 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
  - 本会の運営を妨げるような行為
  - 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれのおそれがある行為
  - 前各号の行為を第三者に行わせる行為

## 第15条（会員番号の停止等）

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。
  - 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
  - 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると当社が認める場合
  - 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
  - その他、当社が緊急性が高いと認める場合

## 第16条（年会費等の諸経費）

- 第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員プランに応じて別途定めるものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り、当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
- 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。
- 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとします。

## 第17条（本会の終了）

- 当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
- 当社が前項の措置をとることにより会員又は第三者が被った損害等に關し、一切の責任及び損害賠償義務を行わないものとします。

## 第18条（免責）

当社は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に關し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

## **第19条（会員情報の利用目的）**

1. 当社は会員の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。また、本条の定めは会員資格の有効期間の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。
2. 当社は、会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。
3. 当社は、取得した会員の個人情報を以下の目的で利用いたします。
  - (1) 会員向けチケット販売、グッズ販売
  - (2) 会員向け特典(サービス・商品)の案内、提供、管理
  - (3) 会員向けメールマガジン等の提供
  - (4) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
  - (5) 新たなサービス・商品の開発
  - (6) 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
  - (7) 当社のサービス、商品提供に関する郵便、eメール等による連絡
  - (8) 問い合わせ、依頼等への対応

## **第20条（個人情報の第三者提供）**

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。)に対して提供しないものとします。

## **第21条（準拠法）**

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

## **第22条（専属的合意管轄裁判所）**

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用について訴訟の必要が生じた場合、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## **第23条（問合せ先）**

本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとします。

〒733-8624

広島県広島市西区草津新町2-26-1 アルパーク東棟10F

広島ドラゴンフライズ オフィシャルファンクラブ「ドラフラクラブ」事務局

TEL 082-277-2670

FAX 082-277-2680

ホームページ <https://hiroshimadragonflies.com>

電子メールアドレス fanclub@hiroshimadragonflies.com

附則：本規約は、2025年5月5日から施行します。

以上